

大阪府まちなまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府まちなまるごと耐震化支援事業実施要領（以下「まちなまる実施要領」という。）に基づき、登録事業者の要件及び登録等の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、用語の意義は、まちなまる実施要領に定めるところによる。

(登録の対象)

第3条 府は、次の各号の全てを満たす者を登録する。

- 一 大阪府消費者保護条例（昭和51年条例第84号）第12条第2項に規定する自主行動基準の届出をし、公示されていること。
- 二 大阪府内に本店もしくは支店または営業所を有すること。
- 三 まちなまる実施要領第3条第三号アまたはイに規定する事業を行う者は、建築士法第23条に基づき建築士事務所登録をしていること。
- 四 まちなまる実施要領第3条第三号アに規定する事業を行う者は、大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱及び大阪府震災対策推進事業補助採択基準（以下この二つを併せて「府交付要綱等」という。）に規定する方法等による耐震診断を実施した実績があること。
- 五 まちなまる実施要領第3条第三号イに規定する事業を行う者は、府交付要綱等に規定する方法等による耐震改修設計を実施した実績があること。
- 六 まちなまる実施要領第3条第三号ウに規定する事業を行う者は、次の全てを満たすこと。
 - ア 耐震改修工事を実施した実績が3件以上あること。
 - イ 工事保険に加入していること。
 - ウ 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険法人へ登録すること。
- 七 法人格を有する者にあつては法人格取得後、概ね1年を経過していること。
- 八 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者（登録申請書提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
 - ウ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - エ 代表者、役員等、経営に事実上参加している者又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

オ 法人にあっては、法人府民税及び法人事業税の滞納者、または個人にあっては個人府民税及び個人事業税の滞納者

九 本制度による登録事業者の指定を取り消され、または建築基準法、建設業法その他耐震に関係する法令に違反し処分等を受けた場合にあっては、その処分等の日から2年を経過していること。

2 事業者グループにあっては、次のとおりとする。

- 一 事業者グループの代表者は前項第一号の要件を満たすこと。
- 二 前項第二号から第六号の要件を満たす者をグループ内に含むこと。
- 三 グループを構成する全ての者は前項第七号から第九号の要件を満たすこと。

(登録事業者の申請)

第4条 登録を受けようとする事業者等は、登録事業者受付期間において、大阪府まちなると耐震化支援事業登録事業者登録申請書(以下「登録申請書」という。)(様式1)を府に申請しなければならない。

(登録証の交付)

第5条 府は、前条の規定による申請を適当と認めるときは、当該事業者等あてに登録の通知(様式2)を行い、大阪府まちなると耐震化支援事業事業者登録証(以下「登録証」という。)(別紙3)を交付する。

2 府は、前条の規定による申請を適当と認めないときは、当該事業者等あてに大阪府まちなると耐震化支援事業事業者登録申請却下通知書(様式3)によりその旨を通知しなければならない。

3 登録の有効期間は、登録日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに府または当該事業者等から更新しない旨の申し入れがなされない限り、自動的に期間満了の翌日から起算して引き続き2年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

4 府は、前項の規定により期間満了の期間が延長された事業者等に、事業者等概要書(別紙1)の更新を求めることができる。

(登録事業者の公表)

第6条 府は、前条第1項の規定により登録証を交付したときは、大阪府まちなると耐震化支援事業事業者登録簿(以下「登録簿」という。)(様式4)に当該登録事業者を登録するとともに、事業者等概要書(別紙1)及び登録簿を公表する。

2 府は、前条第4項の規定により事業者等概要書(別紙1)が更新されたときは、事業者等概要書(別紙1)の内容を変更する。

(登録事項の変更)

第7条 登録事業者は、第4条の規定により申請した事項に変更があったときは、大阪府まちなると耐震化支援事業事業者登録変更申請書(様式5)を府に申請しなければならない。

- 2 府は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、変更前の登録証と引き換えに、当該登録事業者あてに変更登録の通知（様式6）を行い、登録証を交付するとともに、登録簿の内容を変更する。
- 3 府は、第1項の規定による申請を適当と認めないときは、当該登録事業者あてに大阪府まちまると耐震化支援事業事業者登録（変更・更新）申請却下通知書（様式7）によりその旨を通知しなければならない。
- 4 登録事業者が、第1項の規定による手続きを行わないときは、府は、登録事業者に対して当該手続きの実行を指示することができる。

（登録証の再交付）

- 第8条 登録事業者は、登録証を紛失し、または汚損したときは、大阪府まちまると耐震化支援事業事業者登録証再交付申請書（様式10）により再交付を府に申請することができる。
- 2 府は、前項の規定による申請があったときは、申請者あてに登録証を再交付するものとする。
 - 3 登録証の再交付を受けた登録事業者が、紛失した登録証を発見したときは、速やかに再交付した登録証を府に返納するものとする。

（登録の取り消し）

- 第9条 登録事業者は、登録を辞退しようとするときは、大阪府まちまると耐震化支援事業事業者登録辞退届（様式8）に登録証を添えて府に届け出るものとする。
- 2 府は、前項の規定による届出があったとき、または次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。
 - 一 登録事業者が、第3条の要件を欠く事情が生じた、または当該内容に虚偽があったと判明したとき。
 - 二 登録事業者が、廃業又は破産したとき。
 - 三 登録事業者が、第7条第4項の指示に従わないとき。
 - 四 登録事業者が、大阪府消費者保護条例第14条に基づく勧告に従わなかったとき。
 - 五 登録事業者が、正当な理由なく大阪府まちまると耐震化支援事業（以下「まちまる事業」という。）を通じて知り得た実施地区内の住宅所有者等の氏名や住所等個人情報をまちまる事業以外で利用し、または第三者に漏らしたとき。
 - 六 登録事業者が、不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。
 - 七 登録事業者が、住宅所有者等からの苦情・問い合わせについて適切に対応しないとき、または府、市町村へ速やかに報告しないとき。
 - 八 登録事業者が、住宅所有者等に過度、悪質な勧誘、または契約を行ったとき。
 - 九 登録事業者が、市町村、自治会等または木造住宅の所有者等からの依頼または了解に基づかない特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売を行ったとき。
 - 十 登録事業者が、まちまる実施要領第4条第3項、または実施事業者が、第4項の役割

及び責務等に反したとき。

十一 前各号に規定するほか、府が登録を取り消すことが必要と認めたとき。

3 府は、登録事業者の構成員が前項の各号のいずれかに該当するときは、構成員を含む登録事業者の登録を取り消すことができる。

4 前項の場合においては、第2項中「登録事業者」とあるのは、「登録事業者の構成員」と読み替える。

5 府は、前項の規定により登録を取り消しするときは、当該登録事業者あてに大阪府まちなまると耐震化支援事業登録事業者取り消し通知書（以下「取り消し通知書」という。）（様式9）により通知する。

6 府は、登録事業者あてに取り消し通知書により通知したときは、登録事業者に弁明の機会を与えるものとする。

7 府は、前項の規定による弁明の機会のおと、登録簿から消除するとともに、公表する。

8 登録事業者は、登録簿から消除されたときは、登録証を返納しなければならない。

（登録等に要する費用）

第10条 登録、変更または更新等に要する費用は、事業者等の負担とする。

（その他）

第11条 この要領のほか必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は、平成23年6月29日より施行する。

附則

この要領は、平成24年1月17日より施行する。

附則

この要領は、平成25年1月17日より施行する。

附則

この要領は、平成28年3月1日より施行する。

附則

この要領は、令和3年3月31日より施行する。

附則

この要領は、令和4年3月31日より施行する。

(様式1)

年 月 日

大阪府知事 様

事業者等名

代表事業者名

(代表者の役職・氏名)

大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者登録申請書

大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領第4条に基づき、標記事業者への登録を申請します。

別紙1、別紙2を添付すること。

(様式2)

第 号
年 月 日

様

大阪府知事

大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者の登録について（通知）

年 月 日付け申請について審査したところ適当と判断されますので、別紙のとおり大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者登録証を交付します。

つきましては、関係法令、大阪府まちまるごと耐震化支援事業実施要領及び大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者登録要領の規定を遵守し、適正な事業の執行に努めてください。

(様式3)

第 号
年 月 日

様

大阪府知事

大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者登録申請書の
申請却下について（通知）

年 月 日付け申請について審査したところ次の理由により適当と認めな
かったので、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領第5条第2項の
規定により通知します。

記

理由

(様式4)

大阪府まちなご耐震化支援事業事業者登録簿

登録番号	登録事業者名	実施可能エリア							登録時における直近3カ年の実績		
		大阪市内	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉北	泉南	耐震診断(件)	耐震設計(件)
-											

登録事業者独自の事業	事業者が請求する費用の目安または実績				問い合わせ先
	耐震診断(一般診断法)	耐震設計(一般診断法)	耐震改修		
			※登録事業者のこれまでの工事における代表的な費用(リフォームに関する費用は除く)です。 実際の耐震補強工事に掛かる費用は建物の建築年代(古さ)、規模、補修内容などによって異なります。 あくまで予算を決める時や見積書を確認する際の参考として下さい。		

(様式5)

年 月 日

大阪府知事 様

登録事業者名
代表者事業者名
(代表者の役職・氏名)

大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者登録変更申請書

標記について、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者登録要領第7条の規定に基づき、次のとおり届出します。

フリガナ 登録事業者名		
登録年月日		
登録番号		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 必要に応じて、変更事実を証する資料を添付すること

(様式6)

第 号
年 月 日

様

大阪府知事

大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者の
登録（変更・更新）について（通知）

年 月 日付け（変更・更新）申請について審査したところ適当と判断されますので、別紙のとおり大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者登録証を交付します。

つきましては、関係法令、大阪府まちまるごと耐震化支援事業実施要領及び大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領の規定を遵守し、適正な事業の執行に努めてください。

(様式6)

第 号
年 月 日

様

大阪府知事

大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者の
登録（変更・更新）について（通知）

年 月 日付け（変更・更新）申請について審査したところ適当と判断されますので、別紙のとおり大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者登録証を交付します。

つきましては、関係法令、大阪府まちまるごと耐震化支援事業実施要領及び大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領の規定を遵守し、適正な事業の執行に努めてください。

(様式7)

第 号
年 月 日

様

大阪府知事

大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者登録（変更・更新）申請書の
申請却下について（通知）

年 月 日付け（変更・更新）申請について審査したところ次の理由により適当
と認めなかったため、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領（第7
条第3項・第8条第3項）の規定により通知します。

記

理由

(様式8)

年 月 日

大阪府知事 様

登録事業者名
代表者事業者名
(代表者の役職・氏名)

大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者登録辞退届

標記のことについて、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領第9条第1項に基づき、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者登録辞退届を提出します。

- 1 登録年月日
- 2 登録番号
- 3 辞退の理由

(様式9)

第 号
年 月 日

様

大阪府知事

大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者取り消し通知書

貴登録事業者は、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領第9条第5項の規定により、通知します。

記

理由

(様式10)

年 月 日

大阪府知事 様

登録事業者名
代表者事業者名
(代表者の役職・氏名)

大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者登録証再交付申請書

標記のことについて、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領第8条第1項の規定に基づき、登録証の再交付を申請します。

フリガナ 登録事業者名	
登録年月日	
登録番号	
登録証の再交付申請を行う理由	

(別紙1) 別添

(別紙2)(1者につき1枚記入下さい。)

誓約・同意書

大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者の登録申請にあたり、下記事項について誓約・同意します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申請書類に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	はい・いいえ
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する 暴力団 、同条第2号に規定する 暴力団員 、同条第3号に規定する 暴力団員等 及び同条第4号に規定する 暴力団密接関係者 には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の 暴力団 、 暴力団員 、 暴力団員等 及び 暴力団密接関係者 が経営に事実上参画していません。	はい・いいえ
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、本誓約書に該当する者であると判明した場合は、大阪府まちまるごと耐震化支援事業事業者等登録要領第9条第2項の規定により登録を取り消すことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

年 月 日

住所(所在地)

名称(団体名)

氏名(代表者の役職・氏名)

(別紙3)

大阪府まちまるごと耐震化支援事業 登録事業者登録証

登録事業者名

代表事業者名

上記の者は、大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者であることを証明します。

なお、登録事業者の構成員は、別紙4のとおりです。

年 月 日

大阪府知事

印

1 登録番号

2 登録年月日

年 月 日

3 有効期間

年 月 日まで有効

(別紙4)

登録事業者名			
全構成事業者数		者	
全構成事業者名			
事業者名		事業者名	

上記のものは、大阪府まちまるごと耐震化支援事業登録事業者の構成員であることを証明します。

年 月 日
大阪府知事

印